

給付要件

- ①福岡県内において、夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている要請対象施設を運営する事業者であること(複数店舗可)
- ②2021年1月16日から2月7日までの全ての期間に、要請に応じていること。但し、やむを得ない理由により1月16日から要請に応じられなかった場合は、1月18日までに要請に応じ、2月7日までの全ての期間に要請に応じていること(※この期間、休業する場合も含む)
- ③要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

必要書類

- ①本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ
- ②通帳の写し
- ③確定申告書の写し
(開業後間もないため、申告時期を迎えていない場合は、開業届又は法人設立届の写し)
- ④店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真
- ⑤飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し
- ⑥営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど)
- ⑦酒類の提供時間が分かる書類の写し又は写真(メニュー表など)※該当する飲食店のみ

※上記以外に事務局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

協力金に関するお問い合わせ先

TEL:092-643-3599 (平日、土、日、祝日 9時~18時)

福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口> TEL:092-643-3599 (9:00~18:00 平日のみ)

福岡県飲食店及び接待を伴う飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金について

ステッカーを掲示している飲食店の事業者に対し、協力金と別に、感染防止対策の費用を助成します。(申請受付期間:2020年9月18日~2021年2月28日消印有効まで)

<コールセンター> TEL:0120-110-193 (9:00~17:00 土日祝日も受付)